

四日市市上下水道局告示第7号

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道の事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、該当事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年2月18日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 事業計画の名称

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道

2 事業計画の名称

事業計画書において表示する。

3 事業計画の案の縦覧場所

四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局管理部経営企画課

4 縦覧期間

平成27年2月18日から平成27年3月4日まで

（上下水道局管理部経営企画課）